

令和3年 第11回

陸別町教育委員会会議録 (公開用)

自 令和3年10月4日

至 令和3年10月4日

陸別町教育委員会

令和3年 第11回 陸別町教育委員会会議録				
招 集 の 場 所	陸別町役場 3階 委員会室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年10月4日 午前 9時27分	教育長	有田 勝彦
	閉 会	令和3年10月4日 午前10時 6分	教育長	有田 勝彦
委 員 の 出 席 及 び 欠 席 ○出席を示す ×欠席を示す	教 育 長	有 田 勝 彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	西 岡 愛 則	○	
	委 員	小 木 育 子	○	
	委 員	後 藤 和 美	○	
会議録署名委員	後 藤 和 美			
説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	次 長	空井 猛壽	主任主査	大鳥居 仁
	主 幹	北村 正利		
	所 長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主 任	角谷 亮輔		
会 議 に 付 し た 事 件	議案第22号ー陸別町教育振興賞表彰規則施行規程の一部を改正する規程			
	議案第23号ー陸別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する規程			
	議案第24号ー令和4年度新入学児童の学齢簿の作成について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 ただいまより、令和3年第11回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 本日の会議録署名委員は、後藤委員にお願いいたします。

◎報告事項

○有田教育長 事務報告を省略し、報告事項に入ります。

報告事項1、陸別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針の策定について、事務局より報告をお願いします。

○空井次長 それでは、私のほうから御報告させていただきます。

議案書の1ページ目、お開きください。

今般、陸別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針ということで策定をいたしました。経過から申し上げますと、令和元年6月に関係する労働関連法と、国の各種ハラスメント防止の指針が改正されまして、翌年の令和2年6月1日から適用となっております。ハラスメント防止に関する方針や指針の策定、相談窓口の設置など、雇用管理上講ずべき措置が義務付けられたところであります。しかしながら、従業員100人以下の中小事業主については、猶予期間がありますよということで、令和4年3月31日まで努力義務になっております。ということから、我が教育委員会につきましても、従業員100人以下の中小事業主に該当しますので、今年度中に陸別町教育委員会としての措置に関する事項を明らかにする必要がありますことから、今般、北海道教育委員会の指針等も参考にしつつ、策定をさせていただきました。令和3年9月21日に教育長決定をして、令和3年10月1日から施行をしているものでございます。

それでは、指針の中身について簡単に御説明をさせていただきます。

まず、第1の趣旨につきましても、記載のとおりでありますけれども、町立学校における教職員のハラスメントの防止のための措置、それからハラスメントが生じてしまった場合に適切に対応する措置、これらについて定めているものであります。定義としては、ハラスメントとしてセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠等に関するハラスメント、そしてその他のハラスメントということで、4項目にわたるハラスメントをこの指針の対象としてい

るものであります。

それから、議案2ページ目、お開きください。

一番上の行になりますけれども、この指針の対象とする職員につきましては、陸別町立学校に勤務している全ての職員としております。町で採用している特別支援補助員や学習支援員も含めて、これらをこの指針の対象にするというものであります。

職員の責務、第3に掲載しておりますが、職員につきましては北海道教育委員会が定めた指針に規定されております職員が認識すべき事項、これらを十分認識して行動するよう努めなければならないということとしております。

それから、4番目になりますけれども、学校長等管理職員につきましては、職員からの申出や相談があった場合ですとか、ハラスメントが生じてしまった場合、必要な措置を迅速かつ適切に講じる必要がありますよということになっております。

それから、第3の6でありますけれども、当該所属に属する職員が、他の所属に属する職員、つまりほかの学校の先生からハラスメントを受けた、例えばの例ですけれどもこういった場合には、教育委員会次長、私のほうに報告をしなければならないということにしております。つまり、校内で起きたハラスメントにつきましては、基本的には校長の責任において適切に処理をするということがまず前提なのと、あとは別の学校からハラスメントがあった場合には、教育委員会もそれに介入するということなつくりにしております。

あと、第4の教育委員会の責務としては、職員意識の啓発、知識の向上を図るというのがまず1点目。2点目につきましては、ハラスメントに関する申出等があった場合は、学校長とともに迅速かつ適切に対処をしなければならないということ。それから3点目につきましては、ハラスメントが起こってしまった場合に、そのハラスメントを受けてしまった職員に不利益が生じないように努めなければならないという規定としております。

第5、相談窓口の設置であります。これにつきましては、事業者が講ずべき措置として相談窓口を置きなさいということになっておりますので、教育委員会内に相談窓口を設置するというものでございます。それから、議案書3ページの1行目ですけれども、その相談員につきましては、次長を含む2名以上で対応するというところで、複数で申出を受けるという体制を整えております。

それから、申出等の処理に関して、最終的には教育長が我々相談員からの報告に基づきまして、事実関係の調査、確認を行った上で、問題を解決するために必要な措置を講じるものとするということで規定をしているところでございます。

なお、冒頭御説明申し上げましたが、この指針につきましては、令和3年10月1日から既にスタートしているところでございます。

なお、4ページ目から8ページ目まで、国が策定した関係資料を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、報告事項の説明とさせていただきます。

○有田教育長　それでは事務報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

○西岡委員　このハラスメントは、生徒に対するハラスメントも含まれますか。

○空井次長　今回のこの指針については、あくまで教職員を対象としたものでありまして、児童生徒に関するセクハラとか、体罰等については、また別途北海道の通知等によることとなります。ですので、子どもたちに関する部分については、今回のこの指針の中には含めてはいないということです。

○有田教育長　よろしいですか。ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長　今回ハラスメントの関係で報告をさせていただきました。この指針については、今月１９日に校長教頭会議がありますので、そちらのほうでも報告をさせていただいて、学校管理職から各学校内教職員への周知をお願いする予定でありまして、良い職場環境を作っていきたいということで進めていきたいと思っております。

◎議案審議

○有田教育長　それでは次に議事に入ります。

議案第２２号、陸別町教育振興賞表彰規則施行規程の一部を改正する規程を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　議案第２２号、陸別町教育振興賞表彰規則施行規程の一部を改正する規程でございます。表彰に係る制限を見直しまして、教育振興賞表彰規則に定める目的、この目的というのは陸別町教育の振興充実を図るというものでありますけれども、この目的の達成のため、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表を用いて御説明をさせていただきますので、議案書の１０ページ目、１１ページ目をお開きください。

１０ページ目には、新旧対照表を掲載しております。旧とあるのが、現行の規程、新とするのが今回改正をしようとする中身を掲載しているものでございます。１１ページ目と見比べながら御説明をしていきたいと考えております。

まず、１０ページ目の旧のほう、現行の規程がありますけれども、ここに記載のとおり、同一個人は各号１回限り、各号というのは、文化奨励賞、スポーツ奨励賞、文化努力賞、スポーツ努力賞となっておりますけれども、これについては各個人１回限りという規定になっております。団体につきましては、毎年受賞することができるということ、それから奨励賞を受賞した者は、同一の努力賞は受賞できませんというのが現行の規程になっております。

１１ページ目の上の表をごらんください。これが現行の規程の中身となっております。１番上段の文化奨励賞の欄を見ていただきたいのですが、文化奨励賞児童生徒部門の小学校を例に

取りますと、文化奨励賞を小学校１年生のときに受賞したと仮定しますと、小学校６年生まで同じ賞を受賞できないという中身になっております。これを改めようというものが、今回の主たる改正の内容であります。

１０ページ目に戻っていただきまして、新旧対照表の新しいほうをごらんください。第５条の規定を改正しようとするものでありますが、規則第２条第１項第３号とありますのは、文化努力賞であります。及び第４号、第４号についてはスポーツ努力賞、こちらを指しております。に規定する表彰のうち、個人に対する表彰は１回限りとする。ということは、１１ページ目の表、今度は中段の表を見ていただきたいのですけれども、文化努力賞、それからスポーツ努力賞に関しては、個人の表彰は１回限りですと。それぞれの部門で１回限り。それで、第２項においては、個人において奨励賞を受賞した者は、同一種の努力賞を受賞することができないということで、これは現行と変わらず、項を起こして規定をさせていただいたものであります。

１１ページの中段の表にお戻りいただきたいのですけれども、今回の改正によって、先ほど文化努力賞、児童生徒部門、小学校を例に取りましたが、先ほどの例により説明を申し上げますと、小学校１年生で文化奨励賞を受賞しましたよというときに、翌年の小学校２年生、３年生、４年生、５年生、６年生、いずれの学年においても同一人物が文化奨励賞を受賞することができるといような中身としております。あとスポーツ奨励賞、こちらにつきましても、同様に毎学年に個人が受賞できるということで、文化奨励賞の１人、細部門ごとに１回という枠組みを今回撤廃して、毎年受賞ができるという規定に改正をして、陸別町の教育の振興の充実を図っていきたいという中身の改正となっております。

議案の１２ページ目に、教育振興賞の表彰規則のほうを掲載しておりますので、併せて御確認をお願いしたいと思います。

それでは、議案書９ページ目にお戻りください。

新旧対照表等を用いて御説明申し上げましたので、議案本文の説明は割愛をさせていただきます。

附則でありますけれども、この規程は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第２２号の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○有田教育長　それでは、議案第２２号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長　よろしいですか。これが認められれば、今年度、３月表彰から適用させるということになります。これまでは、低学年のうちに、例えば十勝大会で優勝など奨励賞を取ってしまうと、６年生で全国大会へ行っても、何も当たらないということで、奨励賞のように一番上位の最優秀であれば、それは複数回表彰しても良いのではないかというような決まりになります。当時は、とても受賞者も多かったのですが、１人１回限りにしないと数が多かったのだろ

うなというふうに思いますけれども、11ページのところでも記載がありますが、今は仮にこれを該当させても数件ということで、児童生徒数も減っておりますし、対象者も年々増加しているという状況ではないので、ここは現状に合わせて緩和すべきかなということで考えております。文化もスポーツも、奨励賞と努力賞の2項目になっていますけれども、今後、奨励賞のもっと上の賞あたりがあってもいいような成績が出てきたときには、また再考しなければならぬのかなというような考えも含んでいるところであります。

それでは、特に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第22号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第23号、陸別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する規程を議題とします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第23号、陸別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する規程でございますけれども、令和3年9月16日に道立学校職員の自家用自動車の公用使用に関する要綱の一部が改正されたことによりまして、今回、当町の規程も改正を行おうとするものでございます。

今回の改正内容は、主に児童生徒を同乗させることに関する承認に関するものです。こちらを道立学校同様に新たに追加しようとするものが主な改正の内容となっております。

それでは、17ページ目をごらんください。この規程の改正につきましては、新旧対照表を用いて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第3条の見出しでございます。自家用自動車の公用使用の原則とあるところを、今回、北海道の要綱に合わせて、自家用自動車の公用使用の基準に改めようとするものであります。

続いて、第3条第2項、こちらは、後から出てきますけれども、同様の規定が第5条第2項にありまして、条を組み替えるというものであります。内容的には変更がございません。条項の都合上、条を移動する必要が生じたことから、第3条第2項として条の組み替えをしているところでございます。

次の第3条第3項につきましては、新設する条項となります。冒頭、主たる改正内容を申し上げましたが、児童生徒を教職員の自家用車に乗せるというケースは、当町の場合は稀なケースになるかとは思いますが、今回、必要な規定を整理させていただくものでございます。

第3項につきましては、「第1項の規定により」とありますが、第1項につきましては、自家用車を公用使用する事由についての規定があるのですけれども、災害発生時等緊急を要する場

合ですとか、あと交通機関の利用が著しく不便であったり困難な場合、それから業務の効率化を図る必要がある場合など、自家用車を公用使用することができる内容として規定をされているものでございます。この規定により、公用使用を承認する場合において、校長は同項第1号、この同項第1号というのは、災害発生、その他緊急を要する場合であって、一般の交通機関を利用することが不適当と認められる場合という内容でありまして、災害発生時の緊急の場合という規定であります。それと、または次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、児童生徒の同乗を承認することができるということで、第1号になりますけれども、職員が学校における部活動において生徒を引率する場合であって、次のア、イに該当し、生徒の同乗がやむを得ないと認められるときとしております。アとして、一般の公共交通機関による移動が困難な場合であって、移動が煩雑であったり、長時間に及ぶ、若しくは児童生徒、教職員を含めて過度の負担になってしまう、あとは宿泊を伴う部活動であるという場合について、ここに関しては生徒ですね、生徒の自家用自動車への同乗を認めることができるという中身であります。イとして、営業自動車、タクシー等ですね、これについて、生徒数が多いですとか、移動距離が長いなど、借上げが困難な場合ということで規定をしております。つまり、児童生徒を教職員の自家用車に乗せることができる場合というのは、災害時、それから部活動に関する部分、それと、第2号になりますが、校外への移動を伴う避難訓練、当町はあまりケースがないかもしれませんが、公用車に同乗させなければ訓練の目的を達成することができないときということで規定をしております。つまり、3点について今回新たに規定を設けたということでありまして。1点目が災害発生時の緊急時、それから部活動に関すること、それから避難訓練に伴うこと、これらの3点について、児童生徒の同乗を認めることができるという中身になります。

続いて、第4条第2項第1号になりますけれども、こちらにつきましては、引用しております法律の名前に誤りがありましたので、補う補償から保つ保障に、今回文言整理をするという中身であります。

それでは、議案書18ページ目、お開きください。

第4条第2項第2号になりますけれども、こちらにつきましては、新たに規定を設けたものであります。この規定に関しましては、児童生徒を同乗させる場合の保険の保障の保障額、これについて新たに規定を追加したものでございます。内容を申し上げますと、児童生徒を同乗させる場合については、対人は無制限、対物については500万円以上、それから搭乗者傷害保険については1,000万円以上、それから無保険者傷害保険につきましては2億円以上の契約をしなければ同乗させることはできないという規定としております。

続いて、第5条になりますけれども、公用使用の申出の手続と承認の手続、これについて規定をしているところであります。中段のただし書、下線が引いてあるところがありますけれども、ただし、災害その他緊急に対応しなければならない理由がある場合を除き、保護者から依頼書をいただき、それを添えて校長に申し出るという規定としております。先ほど第3条のところでお説明しましたが、部活動に関して同乗させる場合、それから避難訓練等で同乗させる

場合については、あらかじめ保護者から依頼書をいただいた上で校長の許可をもらうというような規定としておりまして、災害時につきましては、緊急事態でありますので、その場合は保護者の依頼書は必要ありませんという、裏返して説明するとそういうことになります。

第2項については承認に関する手続関係でありますけれども、校長は第3条の規定に基づいて承認することができるという規定を設けております。

続いて19ページ目をごらんください。

こちらについては様式を掲載しておりますが、一番上の第1号様式につきましては、免許証のコピーですとか車検証の写し、それから保険証書の写しを、今回添付を義務付けすることによりまして、記入する事項をなるべく簡略化するということで、記載事項の簡略化を図った第1号様式としております。第2号様式につきましては変更ございませんが、自動車を登録する一覧となっております。それから、別記第3号様式、これにつきましては、今回新たに追加をしようとするもので、保護者からの依頼書、同乗の依頼書について新たに様式を定めようとするものでございます。

それでは、議案書の16ページ目にお戻りください。13ページ目以降の改正文に係る説明につきましては、ただいま新旧対照表を用いて御説明させていただきましたので、割愛をさせていただきます。附則でありますけれども、この規程は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長　それでは、議案第23号の質疑を行います。質疑はありますか。

○後藤委員　これは、もし複数の人数いたときは、車の台数とかはどうなのですかね。1人や2人の生徒だったら、乗用車とかで行けるけれども、7人とか、乗用車で足りない場合のときとかというのは。

○空井次長　緊急事態であれば何らかの対応をしなければならないと思うのですが、例えば自家用車に乗り切れない人数になった場合とかは、教育委員会に御連絡いただいて、公用車を派遣するという事も可能です。

○後藤委員　そうですね。あらかじめは分かるけれどもね。もし緊急のときになったときの対応はどうなのかなと思ったので。

○有田教育長　いろいろなケースがあつて、臨機応変なのですが、学校の中で事故だとか怪我をした場合には、予算の中では車両の借上料というものを持っています。基本的には、教職員の個人の私用車を使うというのを前提にはしていなくて、ちょっと怪我をしても、急を要するものでなければ、タクシー等呼んで診療所に入る。それから緊急な場合については、怪我の程度によりまして、救急車を呼ぶというのがあります。そのほかで、医療機関まで速やかに移動しなければならないという場合については、ここにいる教職員の私用車を使わ

ざるを得ないケースが出てくるだろうと。今、後藤委員が言われたように、複数の場合ということになってくると、やはり複数台を使っていくのか、学校で移動を校長の判断だけで対応するということになってくるのか、委員会に連絡いただければ、その条件に合った対応をするとかたちになるかなと思いますけれども、とりあえずこの規程を根拠にして行うということになりますので、これについても19日の校長教頭会議で報告、説明をさせていただきまして、今意見があったものについてもマニュアルというか、いろいろなケースに向けて、学校での対応を徹底してくださいというような指導はしていきたいと思います。

○後藤委員 分かりました。

○有田教育長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 よろしいですか。

それでは、議案第23号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり決定しました。

次の議案ですが、議案第24号については、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第1項第1号の規定により、非公開としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、非公開とします。

(以下、非公開)

○有田教育長 これより会議を公開とします。

◎その他の事項

○有田教育長 次に、その他に入ります。

委員の皆さんのほうから、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 事務局からはどうですか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは以上をもちまして、令和3年第11回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前10時06分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 後 藤 和 美

会議録作成職員 角 谷 亮 輔